

栃木県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を
締結することができる契約を定める条例

平成19年2月1日
条例 19号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 電子計算機その他の事務用機器（これに付随して使用するものを含む。）の借入れに関する契約
- (2) 庁舎等の管理業務の委託に関する契約
- (3) 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる契約であって規則で定めるもの
 - ア 物品を借り入れる契約で、商慣習上翌年度以降にわたり契約を締結することが一般的であるもの
 - イ 役務の提供を受ける契約で、毎年、年間を通じて当該役務の提供を受ける必要があるもの

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。